

都市計画法第62条第1項の規定により，京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業の認可の告示（平成25年7月5日 京都府告示365号）がありましたので，同法第66条の規定により，事業の施行について次のとおり公告します。

平成25年7月16日

京都市長 門川 大作

1 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業
3・4・180号 八条通
・ ・ 30号 竹田街道

2 施行者の名称

京都市

3 事務所の所在地

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市役所内

4 事業地

（1）収用の部分

京都市下京区東塩小路高倉町及び東塩小路釜殿町並びに南区東九条東山王町，東九条西山王町，東九条上殿田町，東九条室町，西九条院町，西九条北ノ内町，西九条寺ノ前町及び西九条池ノ内町

（2）使用の部分

なし

（建設局道路建設部道路建設課）